

Title	鎌倉後期の鶴岡別当頼助について
Sub Title	A review of Raijo, 'Tsurugaoka Betto', in the late Kamakura Era
Author	吉田, 通子(Yoshida, Mitiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.4 (1985. 5) ,p.27(299)- 42(314)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鎌倉後期の鶴岡別当頼助について

吉田通子

はじめに

弘安六（一二八三）年、三十六年の長きにわたって鶴岡八幡宮別当の座にあった寺門僧隆弁が入滅すると、代わって東密僧から頼助が十代別当に補任された。頼助は二十三歳にして病没した執權北条経時の子息で、鶴岡別当が北条一門より補任されたのはこれが初めてのことであった。

本稿では、鎌倉後期の北条氏による寺社統制、鎌倉における東密の発展、以上二点との関連で、頼助が果たしたと考えられる役割を明らかにすることをねらいとしているが、これに接近するため、(1)頼助と得宗家との特殊な関係をおさえ、(2)北条氏による鶴岡供僧支配の確立、および(3)畿内とその近国の寺社に対する統制に果たした頼助の役割を明らかにし、他方(4)鎌倉の東密発展に関連して鶴岡における頼助と東密の係りについても少しく言及したい。

(1)に關しては、頼助が得宗家ときわめて親密な関係にあつたことを明らかにすることで、以下、頼助が北条氏の宗教政策上重要な

そこでまず、頼助の出家の事情から見てみよう。

一、頼助と北条氏

寛元四（一二四六）年、頼助は四代執権北条経時の子として生まれた。頼助がいつ、いかなる理由で出家を遂げたかは定かではないが、弘長三（一二六三）年ごろには阿闍梨を称し、頼守と号している。この年、頼助の兄隆政が二十三歳で没しているが、彼もまた若くして寺門に帰依しており、時に権律師であった。本来なら父経時の後継者として幕府の重要な地位に迎えられるべき隆政・頼助兄弟の出家は、経時に代わってその弟時頼が執権職を継ぎ、以後北条氏の得宗が時頼流に移つたことと切り離して考えることはできないだろう。そこで、時頼の執権就任時の政権をめぐる幕府の混乱についてまず述べよう。

寛元四年、経時重病により十九歳の若さで執権を譲られたときの時頼は多くの敵に囲まれていた。なかでも最も恐るべきは一族の名越光時（義時の孫）で、彼は千葉秀胤・後藤基綱・藤原為佐・三善康持などの評定衆の重鎮を与党にもち、当時「大殿」と呼ばれ隠然たる勢力をもつていた前將軍藤原頼経とつながって、幕府政権を握る機会を窺っていたのであった。経時が没するやそれは一挙に表面化し、鎌倉は甲冑で身を固めた武士で溢れ、一触即発の状況を呈する。時頼は北条政村・実時などの一族や叔父安達氏に支えられ、まずは最有力御家人三浦泰村を味方に引き入れ、それから町の辻々を腹心の武士で固めて頼経と光時ら支持勢力との切り離しに出た。それが功を奏し、孤立化した光時、時幸兄弟

は出家し、時幸の自殺を経て乱は終息した。時頼は評定衆中の光時派を罷免、光時を伊豆へ配流、そして、前將軍頼経を京都へ送還してひとまず危機を乗り越えたかに見えたが、翌宝治元（一二四七）年、時頼政権に対する反感は今度は三浦一族を中心としたちをなし始めた。その急先鋒は泰村の弟光村であり、頼経送還に京都まで供奉した彼は頼経との別れを悲しみ、「必ずもう一度鎌倉に入れ奉ろう」と語ったという。泰村は弟の暴走を抑えようとして、ついに乱は三浦一族と時頼の外戚安達氏との対立のかたちをとつて勃発した。激闘のすえ泰村以下五百余人が討死・自刃して三浦一族は全滅し、この時、上総の千葉秀胤のもとへも討手が發せられ、秀胤一族も滅び去ってしまった。ここに時頼政権に対する反対派はほぼ一掃され、以後、得宗專制体制の地歩が固められてゆくことになる。しかし、現に建長三（一二五一）年、頼経親子に心を寄せる千葉氏の近親矢作某・了行法師に謀叛の企てがあったとして、頼嗣が將軍職を追われる事件が起るなど、その後も反対勢力に対する警戒の必要がなくなつたわけではけつしてなかつた。

このような時頼政権を取り巻く状況をかんがみるに、経時流の復権を恐れた時頼が経時子息らを幼くして出家させたであろうことは容易に想像されるのである。しかしながら、今後の政局を窺い、頼助よりさらに五歳も年少の子息時宗の将来を思いやるとき、時頼は出家というかたちで隆政・頼助兄弟を政権から遠ざけるだけでは安心できなかつたのではないか。彼らを不遇に処すれ

ば、彼ら自身や彼らに心を寄せる武士の反感を招き、いつどんなかたちで他の不満分子と結びつき、時頼政権に大きな禍をもたらさないとも限らない。時頼はむしろ彼らに僧としての榮達を遂げさせることによって彼らの周囲にあるそうした人々を自らの内に取り込むことのほうが得策であると考え、しかも、そうすることによって宗教界に最も得宗家に協力的な人物を得ることになると判断したのではないだろうか。この推測を裏付けるために、頼助の外護者が実は時頼であったと考えられる理由を次にあげてみよう。

頼助がはじめ頼守と号していたことはすでに述べたが、この名

前が一定の示唆を与えてくれるように思われる。北条氏出身の僧侶はそのほとんどの場合、父親から一字、伝法灌頂を受けた師から一字をもらって法名としている。宗政の子は政助、公長の子は長助、為時の子は時助、政村の子は嚴政、時盛の子は盛朝、顕時の子は顯弁、貞顯の子は道顯といつた具合である。では、「頼守」の場合はどうか。「守」は三宝院流を頼助に伝授した守海からもられたものであることに異存はないであろう。守海は唐橋守通の子で、同家は將軍家に近習として仕え、守海の弟通時は北条義時の娘を妻としているが、宝治一（一二四八）年ごろ守海は鎌倉佐々目の遺身院に入り、文永三（一二六六）年に入滅するまでここにあって多くの弟子を育成している。⁽⁵⁾頼助が守海から実際に伝法灌頂を受けられたのは文永二（一二六五）年のことであるが、おそらく、頼助は佐々目遺身院の守海のもとに早くに入門し、頼守と名乗っていたのである。では、「頼」はどうか。北条氏の系図を

見渡す限りでは、この一字を与えたのは時頼その人以外には考えられないようである。⁽⁶⁾したがって、頼助の外護者たるべき存在は時頼であったと考えられ、このことは頼助は守海から三宝院流を伝授された後、文永四（一二六七）年に良瑜から安祥寺流を、同年に法助から仁和寺御流を印可されて頼助と名を改めている⁽⁷⁾が、この間の事情については頼助に宛てた法助の置文に次のように述べられているからである。

（略）

一、關東護持事

一門之中、僧侶之身（頼助北條經時男）御邊一人也、武家護持旁不可被求他人歟、數箇法流傳持之上、當流又稟嫡（仁和寺）之秘璽、誰人可比肩哉、就中故御室入塔之後、當寺事常盤井相國禪門以下凶害輩、致種（西園寺實氏）之妨障之刻、以故城介愁申最明寺禪門之處、殊依被計申、愚身無爲安堵、法命于今不失墜之條、偏彼厚恩也、爲法爲身、歷劫（マニラ）不可報謝、仍先年比披此所存之時、以御邊可爲門弟之由、爲相州御計、被定仰了、付惣別、關東祈禱可被粉骨也、

（略）

法助は関白九条道家の子で、將軍頼経の弟にあたるが、父道家が法助を准后となして同時に門跡としようとしたとき、関東申次であつた西園寺実氏が妨害したので、法助は安達景盛を通して時頼への執り成しを頼み、無事門跡補任が行われた。この恩に報るために時宗の申し出を入れて、本来なら尊貴な身分の者唯一人

にのみ伝授される仁和寺御流を特別に頼助に授法したというのである。この頼助の仁和寺御印可は時頼没後六年を経過して行わされたものであるが、この年十九歳の若さで執権の座に就いた時宗の発案というよりも、父時頼の意志を継いで行われたと見るほうが妥当ではないだろうか。

頼助は文永二（一二六五）年に権律師、同四年に権少僧都、ついで大僧都に累進し、同十一（一二七四）年には法印となつた。⁽⁹⁾ そして、弘安四（一二八一）年、異国調伏が鎌倉で行われたとき、⁽¹⁰⁾ 頼助は「宿老之仁」を差し置いて時宗に祈禱を命ぜられている。頼助は時宗政権を脅かすどころか、宗教界にあって時宗を支える存在となっていたのである。

弘安六（一二八三）年、頼助は病氣の隆弁に代わって十代鶴岡別当に補任された。⁽¹¹⁾ これは単に北条一門の中から別当を補任したにとどまらず、僧としても一流で、なおかつ得宗家ときわめて親密な関係にある僧が鶴岡に送り込まれたと解することができよう。そこで、頼助の別当補任が北条氏による鶴岡供僧支配にどのような展開をもたらしたか、次に見てみよう。

一、鶴岡供僧支配と頼助

北条氏による鶴岡供僧支配については、すでに外岡慎一郎氏によって供僧人事に關する詳細な検討が加えられ、北条氏が主に乱行僧を取り締り、供僧の「器量」を維持するという寺院監督権の行使をもって、本来寺内の自由な譲補によって行われるべき供僧人事権への介入をはかり、ついには供僧人事権を掌握するに至つたこと、そして、北条氏による鶴岡供僧支配の構造が別当・供僧の統轄關係を土台とした別当を通した間接的管理と、幕府による直接的管理とを有機的に結合させて用いたものであったことが明らかにされている。⁽¹²⁾ だが、氏が指摘した北条氏による鶴岡供僧支配が確立されるまでの過程については、必ずしもまだ明らかではなく、頼助の別当時代とそれ以前では、北条氏による供僧支配の構造に大きな相違があるように考えられる。そこでまず、北条氏による鶴岡人事への介入の過程を明らかにしてみよう。

初期の鶴岡における別当および二十五坊の供僧の補任は師資相承に伴う譲補がその基本的形態であった。しかし、別当の最終的補任権は幕府にあって、譲補はその範囲内に留まるものであった。⁽¹³⁾ 一方、供僧の最終的補任権は別當にあつたが、別當・供僧間に支配・統轄の関係はほとんどなかつたと思われることから、別当による供僧補任は譲状を承認する程度のものであつたと考えられる。

こうした師資相承に伴う僧職の相伝である譲補は、ともすれば公の僧職を一法流の独占物と化し、私有化の弊害をもたらす側面を有していた。実際、病患に臨んで非器の弟子に供僧職を譲つたり、名代を立てて自分は世俗に交わりながらもなおその利権を貪るといったことが横行するようになり、幕府は暦仁元（一二三八）年、たとえ師の譲りがあつても「非器の輩」には供僧職を免許しないこと、そして、たとえ本人が「器量の仁」であつても乱行僧から得た譲りは一切認められないことが定められ、仁治三（一二四三）年に至つては鎌倉中諸堂の別當職の譲補が禁止された。⁽¹⁴⁾ こ

れに先立つ承久元（一二一九）年、四代公暁による実朝暗殺に際して執権義時は与力の供僧を誣議し、三名の供僧を解任しているが、それが刑事事件に関与した僧の処罰であるのに対して、この一連の法令は供僧の「器量」を維持するための寺院監督権の行使であると同時に、寺院内部で自由に行われるべき僧職の譲与に一定の制限を加えた、幕府による寺内人事への介入とみなされる。

また、この時期、僧侶の側でも「器量」の維持を自主的に管理しようとする動きが見られ、乱行があつた僧が供僧職を悔還されたり、鶴岡、勝長寺院、永福寺では供僧補任にあたって各別当が相互に供僧候補者の「仁跡」⁽²⁰⁾を審査することが遅くとも寛元三（一二四五）年には制度化され、鶴岡の供僧は勝長寺院、永福寺の別当による審査を経た後、鶴岡別当により正式補任されることになつた。

宝治元（一二四七）年、三浦合戦に縁座して解任された八代別当定親の帰洛に際し、定親の弟子で鶴岡供僧となつていた四名の僧が同行したため、四坊が観所となる事件が起つた。⁽²¹⁾ 九代別当に迎えられた隆弁がまずなさねばならぬことは、この四坊に進止の供僧を補任することであつた。進止の供僧とは、一般に、供僧が何らかの理由で解任された跡に別当の一存で任命されてその後も別当の強い支配下に置かれる供僧のことである。

鶴岡では將軍実朝殺害に与力して解任された三名の供僧の跡がその最初となつたが、この時五代慶幸は解任僧と同じ法流の僧を進止の供僧に補任しており、この時点ではまだ鶴岡の進止の供僧は別当の強い支配を受けるものではなかつたようである。ところ

が、寺門出身の九代隆弁のとき四坊中一坊には解任僧と同じ東密僧が補任されたが、残る三坊には隆弁の門弟が補任された。⁽²⁴⁾ そして、すでに進止の供僧となつていた坊や遺蹟相論によつて新たに別当進止となつた二坊も徐々に寺門僧に改替され、ついには八坊中七坊までが隆弁の弟子や同じ門流の僧で占められるに至る。⁽²⁵⁾ 隆弁以降、鶴岡では別当の法流が変わるごとに進止の供僧が別当となるが、このことは隆弁以降に進止の供僧が別当の支配下におかれ、別当に従順な供僧集団を形成するに至つたと見ることができよう。

また、建長二（一二二五〇）年、幕府は隆弁に宛てて次のような御教書を下し、乱行僧の摘発を命じた。

寺社供僧事、於ニ乱行之仁者、不可可然之間可レ被ニ改補ニ也、
自今以後、隨ニ聞及ニ無容隱ニ可レ被ニ注申、若自ニ他所ニ有ニ其
聞ニ者、可ニ為ニ不忠ニ也者、依ニ仰執達如ニ件

建長二年十一月廿八日

相摸守（花押）
（北條時頼）

陸奥守（花押）
（北條重時）

若宮別當法印御房
（隆辨）

このことが先の幕府による寺内人事介入の延長にあることは見えすことができないが、さらに、これを怠たることが「不忠」とみなされていることは、幕府が隆弁をその代官として位置付けて供僧監督義務を負わせている点で注目される。隆弁は大納言四条隆房の子で、関東申次西園寺実氏の室は隆弁の姪にあたるが、とりわけ執権時頼とは深い親交があり、宝治合戦に時頼の依頼で戦

勝を祈請したのはこの隆弁であった。⁽²⁹⁾ したがつて、時頼はこうした親北条氏的隆弁を鶴岡別当に迎えて別当一供僧の統轄関係を強化させ、その代官たる別当を通して供僧支配を計つたと考えられるのである。⁽³⁰⁾

こうして別当隆弁の供僧に対する発言力は強まり、供僧は別当の統轄下に組みこまれていった。隆弁の門弟は進止の供僧だけではなく、のちには外様の供僧にまで見られるようになり、二十五坊のほとんどに別当と同流、すなわち、寺門の僧が補任されるようになる。⁽³¹⁾ もともと鶴岡供僧は寺門僧が多かつたといえ、前別定親の代までは寺門僧・山門僧・東密僧の比が約三対一対一であつたのに、⁽³²⁾ 隆弁の晩年には二十五坊中二十一坊までが寺門僧で占められている。⁽³³⁾ しかし、こうした別当権限の強化に伴う鶴岡における寺門僧の隆盛は、必ずしも幕府にとって好ましいことであつたとは思われない。たしかに、幕府は隆弁の要請に応じて三井寺興隆の助成や三井寺別院である如意寺の造営勧進に協力しつつ⁽³⁴⁾、その一方では着実に三井寺に対する影響力を増していくと思われる。しかし、これほどまでに鶴岡内の寺門勢力が大きくなつたのでは、鶴岡に対する三井寺側の発言力が増大して鶴岡自体が幕府に対する独立度を強めることにもなりかねない。幕府がこうした危険性を十分に自覚していたであろうことは、隆弁の跡に東密僧頼助を迎え、対鶴岡政策の転換をはかつていることから窺えるのである。

弘安六（一二八三）年、十代鶴岡別当に補任された頼助は、すぐさま進止の供僧の改替にとりかかった。隆弁の頃から東寺僧が

補任されていた永乗坊・密乗坊はそのまま東密僧によつて継承されたが、真智坊・乗蓮坊・仏乗坊では寺門僧から東密僧に改替され、理由は不明であるが智覺坊と座心坊が新たに別当進止となり、やはり東密僧が補任された。⁽³⁵⁾ 頼助補任直後には異動がなかつた実円坊・永嚴坊もやがて寺門僧から東密僧に改替され、進止の供僧は静慮坊・円乗坊の二つを除いてあとはすべて頼助の門弟や同流の東密僧で占められた。⁽³⁶⁾ 前任者の解職・辞職や死による改替ではなくて、別当の交替に伴うこうしたほぼ全面的な進止の供僧の改替はこれが初めてのことであり、鶴岡の進止の供僧が別当の絶対的統轄下にあることが改めて示されたのであつた。

しかし、その一方で幕府は弘安八（一二八五）年に次のような法令を発した。⁽³⁷⁾

一、鶴岡八幡宮并鎌倉中諸堂供僧事

於ニ引付勘其人、可レ申ニ定評定、其後當奉行可レ申ニ御寄合すなわち、鶴岡をはじめ鎌倉の諸堂の供僧は引付において「仁歎」を審査され、供僧補任も「御寄合」を経て決定することが定められたのである。

別当の一存で補任できる進止の供僧と違つて、鶴岡の外様供僧は勝長寿院、永福寺両別当の供僧資格審査を経たのち、鶴岡別当によって正式補任されることが制度化されていたことはすでに述べた通りである。本来この制度は供僧の「器量」の維持をはかるうとする僧侶自身の自主管理の延長であり、そこに見られる相互審査は審査がより公正に行われることを目的としていたはずであつた。しかし、前別当隆弁のときに外様供僧にまで隆弁の門弟は

入りこみ、鶴岡供僧のほとんどが隆弁と同流の寺門僧で占められるまでになった。幕府はこの制度が別当権力を肥大させた温床とみなしたのではないか。外様供僧の最終的補任権も別当にある以上、別当が幕府によって認められた供僧監督権を背景にして供僧審査に干渉することは容易と考えられるからである。その結果、幕府は先の制度を否定し、別当から外様供僧補任権を取り上げたのであった。こうした幕府による供僧人事権の直接的掌握は別当の権限を削減し、鶴岡の寺社としての独立性をも脅かすものであつただけに、寺社側から猛烈な反発を受けることは必至で、鶴岡の仏事に支障を来たす危険すら予想されたにちがいない。にもかかわらず、幕府にそれを断行させたのは、進止の供僧という別當に従順な供僧集団に支えられ、かつ、親得宗家の立場にある別当頼助の存在であったとみなされるのである。別当一供僧の統轄関係を利用して別当を通した供僧支配を試みてきた北条氏は、ここに政策の転換をはかり、別当を通した供僧支配と供僧補任権に基づく幕府による直接的供僧支配との二つの方策を用いた鶴岡供僧による鶴岡統制に重要な役割を果たしたと言ふことができるであろう。

三、畿内および近国の寺社と頼助

頼助は永仁四（一二九〇）年に入滅するまでの十四年間鶴岡別当の座にあつたが、その間多くの寺社の要職をも兼帶している。霜月騒動で失脚した安達泰盛に代わって高野山金剛三昧院を管領

し、弘安十（一二八七）年に京都六条若宮別当、翌正応元年に將軍家持仏堂別当となり、同五（一二九一）年には東寺一長者、東大寺別当にも補任され、大僧正に累進した。³⁸⁾ この他、補任の時期は明らかでないが、尾張国熱田社座主、同國長幡寺、東安寺両別當、醍醐寺理性院、高野山新別所院両院主、そして、父経時の鎌倉佐々目法華堂別當も兼務している。³⁹⁾ 東大寺別當に補任された頼助は実際に「無_ニ拜堂」、定春が代官としてこれを務めているが、このような代官支配は他の寺社においてもまた同様であったと思われる。⁴⁰⁾

社に寄せる信仰は他に異なり、はやくから幕府と深縁を結び、季範の子孫には審範のように鶴岡供僧に補任された者もいた。⁽⁴⁴⁾ 賴助がどのような経緯で座主に任せられたかは明らかでないが、これによつて北条氏と熱田社がより深く結びついたと想定される。六条若宮といい、熱田社といい、その要職を積極的に賴助に兼帶させることによつて、源家将軍以来幕府と特別な関係にあつた畿内および近国の有力寺社に対し、北条氏は確実にその発言力を増していったと見ることができよう。

一方、賴助が長者あるいは別当に補任された東寺および東大寺も、造営活動を通してはやくから幕府とは密接な関係にあつた。

治承四(一一八〇)年、平重盛の手によつて奈良時代以来當々と築かれてきた堂塔が灰燼に帰し、寺領・寺僧領が没収され、僧侶の離寺が相繼ぐなど、創建以来の危機に見舞われた東大寺を再び甦らせたのは、一つに鎌倉幕府による助成であつた。賴朝は奉加物を寄進する一方、御家人に造営への結縁を勧め、積極的に造営活動に協力したが、なかでも造営料国とされた周防・備前両国の中領を地頭の侵略から守るためには、賴朝の協力は無くてはならぬものであつた。それゆえ、幕府は造東大寺大勧進職の活動を援助するに留まらず、その補任にも大きな発言力を有するようになつてゆく。⁽⁴⁵⁾

他方、東寺も古代最末期以来衰頽の中にあつて、幕府の援助を期待するという点では東大寺と同様であつた。東寺は賴朝から修造料国として播磨国を与えられ、その国務は文覚に任せられたが、賴朝が亡くなると文覚が失脚し、播磨国の国務も停められた

ため、東寺修造は中絶してしまう。⁽⁴⁶⁾ ところが、承久の乱後、大江広元の甥の親嚴が東寺の実権を握るようになると、東寺に対する幕府の援助は再び活発となり、同時に幕府の東寺に対する発言力もさらに一段と強化されることになった。嘉祐元(一二二五)年、権僧正定豪がすでに五年前から三長者であつた覺教を超えて三長者となり、はじめて長者に四人の僧正が並んだ。定豪は幕府による開堂供養や祈禱に中心的役割を演じてきた僧で、鶴岡別当を辞した後は幕府の推挙によって熊野三山新熊野檢校に補任されていた。⁽⁴⁷⁾ 定豪は文暦元(一二三四)年に長者を辞したが、嘉祐二(一三六)年には真惠・覺教の二人の長者を超えて一長者に還任され、この時、定豪上洛までの五十日間は寺務の地位が空白になつたとさえいわれる。⁽⁴⁸⁾ この異例の人事をあえて行つたのは先の親嚴であったが、東寺の側にはそこまでして幕府に接近し、援助を引き出さなければならぬ逼迫した事情があつたわけである。⁽⁴⁹⁾

定豪は安貞二(一二二八)年には東大寺別当にも補任された。⁽⁵⁰⁾ このことは東大寺の造営活動を通じて、幕府が大勧進職のみならず東大寺別当補任にまでその影響力を及ぼすようになったと見てよいだろう。その十年後、南都住侶武藏得業隆円が東大寺別当に補任されたが、その補任の理由は「件寺別當職、是去々年南京衆徒蜂起騷動時、竭忠節於關東之間、可被行勸賞之旨、依⁽⁵¹⁾ 有⁽⁵²⁾ 兼日御約諾⁽⁵³⁾ 也」とされ、幕府の東大寺別当補任に対する影響力は一層明瞭となる。そして、仁治元(一二四一)年には鶴岡八代別当定親が東大寺別当に補任された。⁽⁵⁴⁾

しかし、東寺長者、東大寺別当補任に対する幕府の発言力が強

またとはいへ、醍醐源氏の民部少輔源延俊の子で広沢六流の一つである忍辱山流の嫡流を受法した定豪や、内大臣久我通親の子で三会講師を勧めた定親と違つて、鎌倉幕府執権とはいへ、北条氏出身の僧侶が東密の中心的寺院の要職に任せられるのはけつし不容易ではなかつたにちがいない。そこで、頼助が守海のもとで三宝院流を受法したに留まらず、良瑜から安祥寺流の嫡流を、さらには特別な取り計らいをもつて法助から仁和寺御流を印可されたことが大きな意味をもつてくるのである。いわば、頼助は北条氏出身でありながら、畿内の伝統と格式をもつ寺院の要職に補任されるに足る法脈に連なつた有資格者であつたわけである。そしてさらに、これを現実のものとなさしめた重要な背景として寺院側の経済的事情が加味されるべきであろう。すなわち、幕府草創期からその経済的援助によって寺院復興をはかつてきただ東寺は、依然として幕府からの助成を必要としていたと考えられるからである。

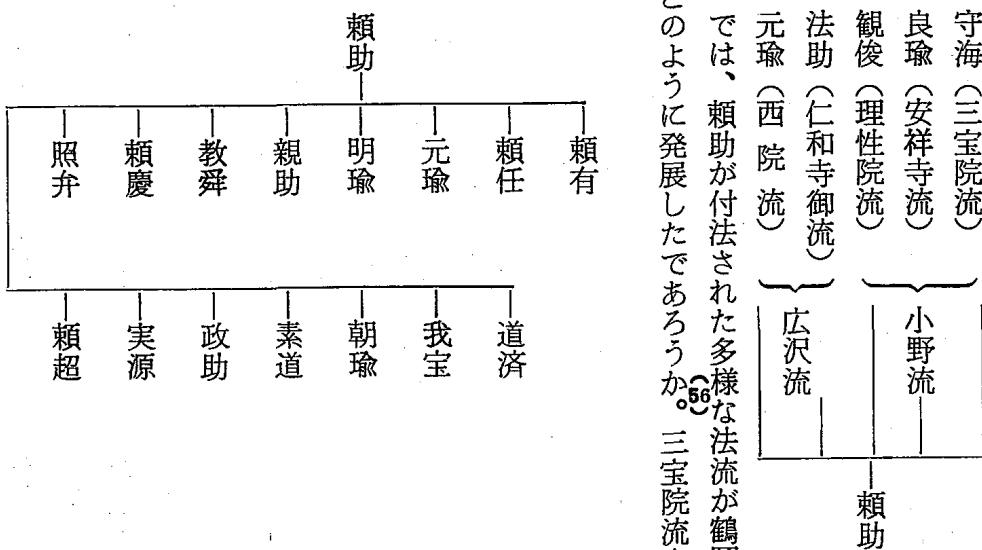
建治元(一二七五)年七月、東寺供僧たちは十八人連署して朝廷に訴えた。⁵⁴⁾供僧の供料にあてられてゐる四ヶ所の莊園の用途は「九牛の一毛」にすぎず、そのため寺は荒れ、僧侶は貧しい。異国が攻め來たろうとしている今、護國の秘法を修るために、朝廷の力で寺を興隆してほしいというのである。こうした期待は同時に幕府に対しても向けられたことはいうまでもない。実際、法助が頼助に宛てた先述の置文は「關東護持事」、「可^レ被^シ思^ミ宗之先途^ニ事」など十ヶ条からなり、その最後には「以前條々、所存注獻之、必可^レ被^シ見合城介也」^(安達泰盛)と記されており、北条氏出身の僧を幕

府に対する窓口としてその後援を引き出そうとする姿勢が窺われるるのである。少し時代は下るが、東寺領若狭国太良庄で庄内郷・村の給主であった得宗被官が年貢を納めないことに困つた東寺座主は、北条氏出身の鶴岡別当で東寺長者でもあつた有助にその解決を依頼しているのもその顯著な例であろう。幕府の助力を得て寺院の復興・興隆をはかるうとする東寺・東大寺側に対し、その見返りとして長者・別当という要職の補任に対する発言力を強めてきた幕府は、北条氏出身の頼助をその要職につかせることで一段とその影響力を強めることができ、そして、寺院側もまた幕府に対する窓口として積極的に北条氏出身の要職についた僧侶を利用するようになつてゆくのである。

以上、頼助が兼帶した畿内および近国寺社の諸職を検討して幕府とそれらの寺社との関係を探ってきたが、畿内および近国の有力寺社に対する発言力の強化という点で、北条氏による畿内および近国寺社の統制に果たした頼助の役割は大きいといえよう。その意味で彼をトップレベルの僧に押し上げていった時頼・時宗の期待はみごとに達せられたわけであるが、このことはまた頼助のもとに多くの付法の弟子を集めることになり、鎌倉の東密は頼助の活躍によつて新たな展開を見せることになる。東密発展に頼助がどのように寄与したかについては、東密諸法流の発展、東密の思想的展開についてのトータルな検討が必要となるが、ここではさしあたり一つの手がかりとして鶴岡における頼助と東密の係わりについて少しく解れておきたい。

四、賴助と東密

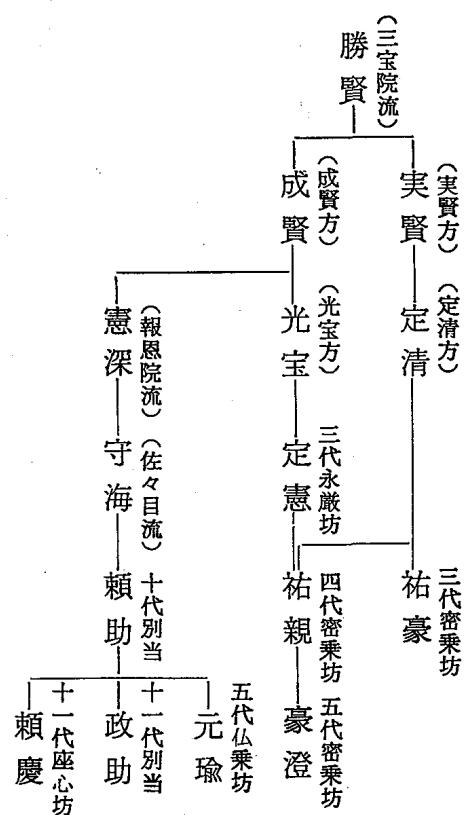
頼助が印可された法流は、次のように小野・広沢両流にわたつてゐる。



では、頼助が付法された多様な法流が鶴岡および鎌倉においてどのように発展したであろうか。⁵⁶三宝院流を付法された守海は、

宝治二（一一四八）年ごろから鎌倉佐々目の遺身院にあって佐々目流を開き、多くの弟子に灌頂を授けていたが、その後を継いだのが頼助であった。頼助の付法の弟子と鶴岡における三宝院流の法系図を示すと以上のようになる。⁵⁷⁾

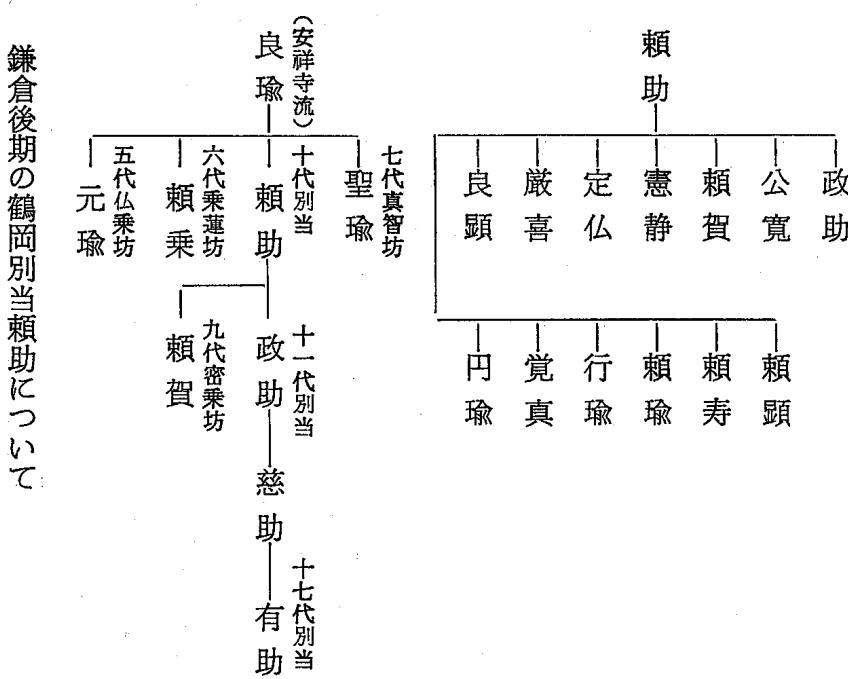
三宝院流から最初に鶴岡供僧に迎えられたのは成賢流光宝方を付法された定憲で、彼は光宝の後を追つて鎌倉に下り、安貞三（一二二九）年、永巖坊供僧に補任され、その門下から祐親・豪澄が密乗坊供僧となつてゐる。また、祐親に密乗坊供僧職を譲つた祐豪は実賢流定清方を付法されていた。頼助が別当に就任すると彼から付法された元瑜・頼慶が仏乗坊・座心坊供僧に任せられ、鶴岡の三宝院流は成賢流光宝方、実賢流定清方に加えて佐々目流も見られるようになつた。北条宗政の子政助は、頼助から佐々目流・安祥寺流・仁和寺御流の三流を印可された唯一の僧であるが、彼は後に頼助の譲りを得て十一代別当に補任されている。



佐々目流は鎌倉末期にその黄金時代を迎えて、頼賢の意教流とともに関東三宝院流の二大法流と並び称されるようになるが、その隆盛をもたらしたひとつの一因として、北条氏出身の鶴岡別当頼

助・政助による佐々目流の相承を見逃すことはできないだろう。安祥寺流を鎌倉にはじめて伝えたのは良瑜で、嘉禄元（一二二五）年に成巖から嫡流を伝えられた良瑜は、同法の寛海を「御留守儀」^{（58）}となして自らは関東に下向しながら、安祥寺一流を支配していた。良瑜は弟の道宝が安祥寺流受法のために関東に赴いたと

き、後に法流も坊舎もことごとく譲ろうとしたが、道宝は勧修寺長吏であつたことからこれを辞して受けず、その結果、文永四(59)（一一六七）年、頼助にすべてが譲られたのであった。頼助の付法の弟子と鶴岡における安祥寺流の法系図を示すと以上のようになる。⁽⁶⁰⁾

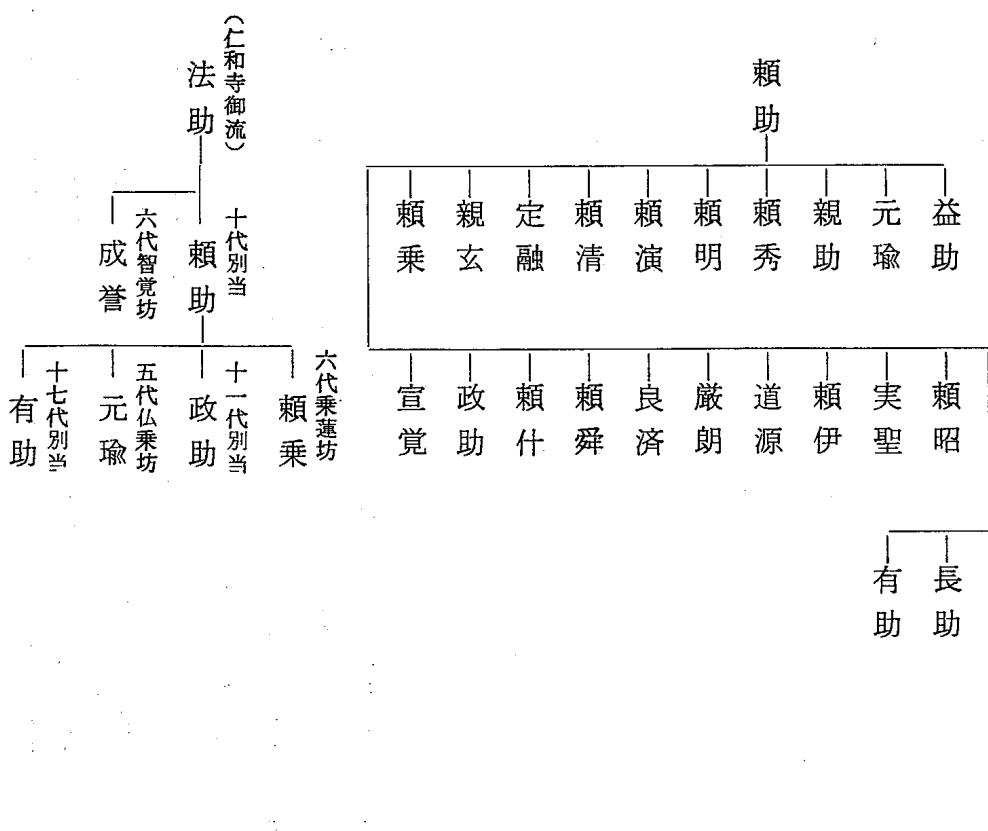


したのは慈助であり、慈助別当就任によつて安祥寺流は御園にもたらされてゐる。一方、安祥寺流正嫡は頼助—政助—慈助—有助と、慈助を除けば北条氏出身者によつて相承されてゆく。そして彼らは鎌倉にあつて法流・坊舎を管領したため、京都の安祥寺ではその間数代にわたつて「佐々目門跡留守儀」をもつて忍ばなければならなかつた。⁽⁶¹⁾これは鎌倉末期における安祥寺の法燈が京都から鎌倉に移つてしまつたことを意味し、安祥寺が法流と坊舎を自らの管領に復すことができたのは、北条氏出身の有助が一族とともに自刃して果てた後のことであつた。⁽⁶²⁾このように、頼助の安祥寺流受法は北条氏出身僧による嫡流相承をもたらし、一定の期間鎌倉にその法燈を留めたといふ点で注目されよう。

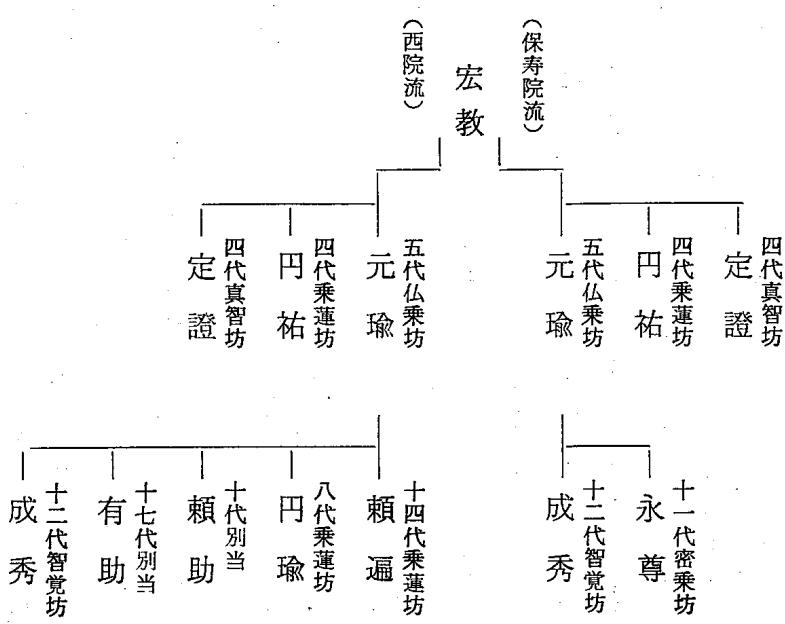
頼助の理性院流付法に関する記述は親助に理性院院主職を譲ったこと以外には詳らかにすることができないが、頼助が院主職にあつた事実は今後鎌倉の理性院流の発展を考えてゆく際重要なである。

広沢流の本流を自他ともに認める仁和寺御流は「唯授一人」の制約がことに厳しく、また、尊貴な身分の者でなければ受法を許

されなかつたため、関東に伝えられるのは容易なことではなかつた。したがつて、頼助が法助から仁和寺御流を伝授されたその事実にまず大きな意義があるであろう。頼助以前に関東において仁



和寺御流を付法された僧の活躍がなかつたわけではない。頼朝の護持僧であつた性我は守覚法親王より仁和寺御流を授法され、また、先の良瑜も道尊親王から授法された一人であつた。しかし、彼らがこの付法を行ひえなかつたのに対し、頼助の付法の弟子は以上に示したように二十二人を数え、鶴岡においても頼助の別当就任後、成誉・頼乗ら仁和寺御流を付法された供僧が補任されるようになつた。⁶⁴ したがつて、仁和寺御流は頼助によつて鎌倉にもたらされたと言つても過言ではないであろう。なお、有助のとき、



仁和寺御流の相承について益性法親王との間に法流相論が起り、頼助が院領・家具などを、益性が本尊聖教を相承・相伝することを決着している。⁽⁶⁵⁾

西院流は宏教の下向によって鎌倉に伝えられたとされ、宏教が相承したもう一つの法流である保寿院流も同時に伝えられていく。宏教は寛元元（一二四三）年に六十歳で下向し、鎌倉にあること十二年、雪ノ下無量寿院に住して両流を付法した。鶴岡における両流の法系図を示すと※のようになる。

宏教の資定證・円祐はすでに隆弁別当時代に鶴岡供僧に補任されているが、西院流・保寿院流とともにその正嫡を相承した元瑜のときには宏教の門葉は飛躍的な発展をとげた。頼助は元瑜により西院流を伝法灌頂されたのである（ただし、頼助の西院流付法については史料上の制約から明らかにしえない）。

以上のことから、佐々目流の発展に寄与し、安祥寺流を鎌倉に相伝させ、仁和寺御流を鎌倉に弘通せしめ、そして、別当就任によってこの三流を鶴岡にもたらすなど、鎌倉の東密発展における頼助の功績は大きかったと言うことができるであろう。

おわりに

以上、本稿では鎌倉後期の北条氏による寺社統制、および鎌倉における東密の発展という二点との関連で、頼助の果たした役割について考察してきたが、次のことを明らかにできたと思う。

すなわち、第一点については、頼助別当時代に北条氏による鶴岡後期の鶴岡別当頼助について

岡供僧支配の構造が完成され、畿内および近国の寺社に対する統制が強化されたが、それは頼助という得宗家ときわめて親密な関係にある僧侶の存在によってはじめて可能となつたこと、第二点については、仁和寺御流を鎌倉に弘通させ、安祥寺流の法燈の中心を京都から鎌倉に一定期間移せしめるなど、頼助が鎌倉の東密発展に果たした功績が大きかつたという点である。

しかし、本稿では畿内および近国の寺社統制の具体的な内容、および頼助の門流の発展についてのより詳細な検討は今後の課題として残されており、鎌倉末期の鶴岡および鎌倉における東密の展開を理解するためには、頼助の門流が開花する南北朝期以降の鶴岡の別当・供僧の法脈に関する考察が心要となるであろう。

註

（1）『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（『群書類從』第三輯）、『鶴岡社務記録』（『改訂史籍集覽』第二五巻）、以下、『社務職次第』、『社務記録』と略す。

（2）『金剛三昧院文書』一一七号、一一八号、なお詳しくは、湯山学「頼助とその門流——北条氏と真言宗（東寺）——」

（『鎌倉』三九号、昭和五十七年十二月）の註（1）参照。

（3）『諸家系図纂』^{北条}上、『系図纂要』^{北条}五十、平氏五、『平氏系図』前田家本（『大日本史料』五編二〇巻、寛元四年閏四月一日の項による）

（4）『吾妻鏡』（『新訂増補国史大系』、吉川弘文館）寛元四年八月十二日条。

（5）守海については、櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』（山

喜房仏書林、昭和三十九年八月) 四九三、五〇八頁等参照。

(6) 賴助の兄隆政ははじめ隆時と号したが、出家は父經時没後とみられるので、「時」の一字を与えたのは時頼であったのではないかと推測される。

- (7) 「血脉類集記」第一一、一二(『真言宗全書』第三九巻)
- (8) 「仁和寺文書」(『神奈川県史』資料編第一巻、九七一号)
- (9) 「仁和寺諸院家」(『群書類従』第三輯)
- (10) 「明王院文書」(『鎌倉市史』史料編第一巻、六二六号)
- (11) 註(1)参照。
- (12) 外岡慎一郎「鎌倉時代鶴岡八幡宮に關する基礎的考察」
〔『中央史学』三号、昭和五十五年三月〕
- (13) 寺門出身の五代別当慶幸が入滅するとその後任には東密僧定豪が迎えられており、幕府による別当補任は必ずしも師資相承にはとらわれず、時には別当の法流の交替させなされることがあつた。
- (14) 鶴岡創立期の別当・供僧の集団は源頼朝の個人的な交流や御家人の推挙によつて鎌倉に招請された寄せ集めであり、祈禱においても必ずしも別当が供僧をリードしたわけではなかつた(外岡、前掲論文、七二頁参照)。
- (15) 佐藤進一・池内義資編「中世法世史料集」第一巻(岩波書店、昭和四十四年五月)、追加法九七条。以下、鎌倉幕府追加法の引用は『中世法』何条と略す。
- (16) 「中世法」二〇三条。ただし、鶴岡別当に關しては、賴助→政助、道瑜→道珍→房海と依然として譲補がなされている。しかし、いずれもその在任期間は比較的短いことから、一法流による別当独占がもたらす弊害を警戒するという法の目的を阻害しない範囲内では、別当の譲補は認められることがあつたと考
- (17) 「鶴岡八幡宮供僧次第」(『続群書類従』第四輯下)、以下、「供僧次第」と略す。ただし、続類従本では仏乘坊・座心坊・千南坊・安樂坊の四坊が欠落しているので、東京大学史料編纂所蔵の影写本によつてこれを補つた。
- (18) 外岡、前掲論文、六九、七〇頁。
- (19) 一例をあげれば、六代別当定雅は供僧の訴訟(詳しい事情は不明)によつて本主定豪に悔還され、解任されている(『社務記録』、『社務職次第』)。
- (20) 「社務職次第」
- (21) 「供僧次第」
- (22) 「鎌倉市史」社寺編、一〇七頁。
- (23) 「供僧次第」
- (24) 同前。
- (25) 同前。
- (26) 東密の賴助→政助、あるいは寺門の道瑜→道珍→房海といふ同じ法流内での別当交替の際には進止の供僧の改替はなされていない。ただし、これらの別当交替は師資相承に伴う譲補によって行われているので、進止の供僧を改替する必要がなかつたものと考えられる。
- (27) 外岡、前掲論文、七五頁。
- (28) 「鶴岡八幡宮文書」(『鎌倉市史』史料編第一巻、七号)
- (29) 「社務記録」、「社務職次第」、「吾妻鏡」宝治元年六月三日、同十三日条。この他、隆弁が時頼の祈請のために一ヶ月近くも諫訪社に参籠したり、在京中にもかかわらず時頼室の着帯加持のために呼び返えされ、産後にはその肥立ちが悪いというので

えられる。

産穢にもかかわらず請われるままに産所にて加持を行つたり、時頼の二子息の息災延命を願つて建立された聖福寺の「大勸進」を勤める等々、隆弁が時頼ときわめて親密な関係にあつたことを窺わせる記事が『吾妻鏡』には散見している。

(30) 外岡、前掲論文、七三、七四頁。

(31) 『供僧次第』

(32) 川上淳「鶴岡八幡宮における供僧の役割」(『駒沢史学』二五号、昭和五十三年三月)、表IV「別当と供僧の法流」参照。

(33) 『供僧次第』

(34) 『吾妻鏡』建長二年一月二十三日、同五年十月一日、同六年三月七日条。また正嘉元(一二五九)年に隆弁は三井寺三摩耶戒壇のこととで上洛しているが(『吾妻鏡』文応元年三月一日条)、

当時は戒壇設立を願う三井寺とそれに反対する延暦寺との抗争が激しく、三井寺としては時頼に最も信任の篤い隆弁を仲立ちとして幕府の協力を強く期待したであろうことは容易に想像される。しかし、この件については朝廷が一度は認めた三摩耶戒壇勅許の官符を返上させることで決着がついている。

(35) 『供僧次第』

(36) 同前。

(37) 『中世法』五七八条。

(38) 『社務記録』、『社務職次第』、『金剛三昧院文書』三七九号『外記日記』(『続史籍集覽』第一巻)弘安十年七月二十六日、同年十月五日条、『東寺長者補任』(『群書類從』第三輯)。

(39) 『理性院院務次第』(『続群書類從』第四輯下)、『醍醐寺文書』第二巻(『大日本古文書』三四九号)。

(40) 湯山、前掲論文、四頁。

鎌倉後期の鶴岡別当頼助について

(41) 『金剛三昧院文書』三七九号。

(42) 『醍醐寺文書』第二巻、二九五、三七二号。なお詳しく述べ湯山、前掲論文、註(25)参照。

(43) 『三宝院伝法血脉』(『続群書類從』第二八輯下)

(44) 『吾妻鏡』弘長元年九月四日条、『供僧次第』

(45) 永村眞「東大寺大勸進職と『禪律僧』」(『南都仏教』四七号、昭和五十六年十二月)参照。

(46) 『東宝記』(『続々群書類從』第十二巻)第一、「建久八年修理次第」、第三、「修造次第」の項、『吾妻鏡』建久四年正月十四日、同年三月十四日条、『玉葉』(国書刊行会)建久四年四月九日、同年四月十一日条、『明月記』(『史料纂集』、続群書類從完成会)正治元年二月十七日条、『百練抄』(『新訂増補国史大系』、吉川弘文館)正治元年三月十九日条。

(47) 『東寺長者補任』第三、嘉禄元年の項。

(48) 『社務記録』、『社務職次第』、『吾妻鏡』承久三年閏十月一日条。

(49) 『東寺長者補任』第三、嘉祐二年、大僧正定豪の項。

(50) 以上、鎌倉時代前期の東寺復興については、綱野善彦「中世東寺と東寺領莊園」第一部第一章第二節を参照。

(51) 『社務記録』、『社務職次第』、『東大寺別当次第』

(52) 『吾妻鏡』暦仁元年十月四日条。

(53) 『社務記録』、『社務職次第』、『東大寺別当次第』

(54) 『東寺百合文書』(『鎌倉遺文』一一九七四号)

(55) 『東寺百合文書』(『神奈川県史』資料編第二巻、二三六八号)

(56) 三宝院流はじめ中世における関東東密の展開については、

櫛田、前掲書第二編第六章第二節を参照。

(57) 賴助の付法の弟子は『血脉類集記』により、鶴岡の法系図は『社務記録』、『社務職次第』、『供僧次第』、『血脉類集記』により作成した。なお、以下の本文中ではこれらの出典によるもののが略した。

の註は略した。

(58) 『野沢血脉集』(『真言宗全書』第三九巻) 第十一。

同前。

(59) 註(57) 参照。

(60) 櫛田、前掲書、五一三～五頁。

(61) 同前書、五一五頁。

(62) 『醍醐寺文書』第一巻、三四九号。

(63) 註(57) 参照。

(64) 『金沢文庫文書』(『神奈川県史』史料編第二巻、二六三四号)

(65) 註(57) 参照。

(66) 註(57) 参照。

(67) 南北朝期以降、鶴岡では東密系別当が続き、供僧のほとんどが東密僧で占められるなど、鶴岡は真言宗寺院の様相を呈するようになるが、その端緒を開いたのが賴助の灌頂弟子で十九代別当に補任された賴仲であった。賴仲が賴助からいかなる法流を印可されたのか現時点では明らかにしないが、鶴岡における賴助の門葉の発展は実は賴仲以降を待たねばならないようである。